

こ 成 保 第 179 号
令 和 6 年 3 月 30 日
こ 成 保 第 257 号
令 和 6 年 4 月 22 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長

多様な保育促進事業の実施について

子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てができる環境づくりを推進するため、地域の実情に応じた需要に対応する多様な保育促進事業を次により実施し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成29年4月17日雇児発0417第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「多様な保育促成事業の実施について」は、令和6年3月31日限りで廃止する。

記

第1 事業の種類

- 1 保育利用支援事業
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業
- 3 医療的ケア児保育支援事業
- 4 家庭支援推進保育事業
- 5 広域的保育所等利用事業
- 6 待機児童対策協議会推進事業
- 7 新たな待機児童対策提案型事業
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業
- 9 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業
- 10 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 保育利用支援事業実施要綱（別添1）
- 2 3歳児受入れ等連携支援事業実施要綱（別添2）
- 3 医療的ケア児保育支援事業実施要綱（別添3）
- 4 家庭支援推進保育事業実施要綱（別添4）
- 5 広域的保育所等利用事業実施要綱（別添5）
- 6 待機児童対策協議会推進事業実施要綱（別添6）
- 7 新たな待機児童対策提案型事業実施要綱（別添7）
- 8 保育所等における要支援児童等対応推進事業実施要綱（別添8）
- 9 こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱（別添9）
- 10 2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業実施要綱（別添10）

(別添 9)

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱

1 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずい形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）の創設を見据え、試行的事業を実施する。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村は、適切に事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 実施方法

(1) 対象となるこども

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外とする。

障害児を受け入れる施設において、当該障害児が利用した場合に職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置する場合には、3（7）⑤に定める加算を適用する。なお、障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(注) 本格実施においては、全ての対象となるこどもが利用可能となるよう3（2）の多様な事業者において受け入れることを考慮しつつ、試行的事業については、市町村ごとの補助総額を参考に、対象とする利用者の属性や対象地域などを設定しても差し支えない。

(2) 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

(注)幼稚園については、私学助成を含め、施設型給付を受ける園であるかどうかを問わない。

(注)「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定。

(3) 事業内容

以下の①から⑤を実施するものとする。

① 利用方法と実施方法

定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。また、実施方法については、一般型(在園児合同)、一般型(専用室独立実施)、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない。

ア 市町村は事業を実施する事業所を決定するとともに、管内の対象となるこどもを確認する。

イ 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月 10 時間」を上限として実施する。

(注)月 10 時間の管理については、別紙 1 の内容を参考に行うこと。

ウ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する。

エ 親子通園は、慣れるまで時間がかかるこどもへの対応として有効であり、また、利用が初めての場合は初回に親子通園を取り入れることで親子の様子を見ることができ、事前面談の代わりにもなるという観点からも、親子にとっても保育者にとっても安心につながることから、可能とする。

(注)親子通園が長期間続く状態にならないようにすることや、利用の条件とならないように留意すること。

オ 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要なこどもやその保護者が当該事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

(注)対象となる家庭は以下を想定している。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・虐待または DV のおそれがあることに該当する場合など、社

会的養護が必要な場合

- ・こどもが障害を有する場合
- ・その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合

カ 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申し込みがあった場合には、当該こどもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

(注) 正当な理由か否かの判断は、市町村が当該事業所及び利用者の状況を総合的に判断して行う。

キ 集団におけるこどもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録する。

ク 対象となるこどもを養育する保護者に対して必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

ケ 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携に努めること。

② 指導監督

市町村が、事業を実施する事業所及び事業を実施しようとする事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合には、別に定めるところにより補助を行う。

ア 事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係るアドバイスを行う。

イ 事業を実施しようとする事業所に対して、事業の意義や目的を正確に伝えるとともに、事業に係る規定の整備や職員の確保等に係るアドバイスを行う。

ウ 事業所からの相談事項や事業所にアドバイスした内容をとりまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

③ 賃借料補助

事業を、民家・アパート等を活用して、令和5年12月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する場合には、別に定めるところにより補助を行う。

(注) 既存施設の一部を共用して事業を実施する場合は、賃借料補

助の対象外。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに誰でも通園事業所を開所する場合は賃借料補助の対象。

④ 検証

本事業は、本格実施を見据えた試行的事業であるため、事業を実施する市町村及び3(3)①を実施する事業所においては、事業の利用状況、効果や課題、利用者や保育者の声などについて情報収集を行う。

こども家庭庁では、定期的に本事業に係るアンケート調査を行うことを想定しているので、積極的な協力を行うこと。

⑤ 実績報告

市町村は、本事業の実績等について、別途示す実績報告書により報告すること。また、中間的に状況の報告を求める予定である。

(4) 設備基準及び保育の内容

- ① 次のア～オの施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4(4)③（余裕活用型の実施基準）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

- ② ①以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4(1)③（一般型の設備基準及び保育の内容）に定める規則第36条の35第1項第1号イ、ニ及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守すること。

(5) 職員の配置

- ① 次のア～オの施設等のうち、当該施設等に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4（4）③（余裕活用型の実施基準）に定める児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第36条の35第1項第3号に定める設備及び運営に関する基準等を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園。

ウ 家庭的保育事業等の設備運営基準第22条に規定する家庭的保育事業所。

エ 家庭的保育事業等の設備運営基準第28条、第31条及び第33条に規定する小規模保育事業所。

オ 家庭的保育事業等の設備運営基準第43条及び第47条に規定する事業所内保育事業所。

- ② ①以外の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等において実施する場合、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4（1）④（一般型の職員の配置）に定める基準を遵守すること。

（注）規則第36条の35第1項第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という。）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。

当該保育従事者の数は2名を下ることはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができること。

また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ。）がおおむね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用

児童数がおおむね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者（以下「子育て支援員」という。）1名とすることができること。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項の規定に準じて職員を配置すること。

（注）一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数がおおむね2人以下であるときには、下記（ア）から（エ）までの要件を全て満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。

（ア）放課後児童健全育成事業の対象児童（以下「放課後児童」という。）の処遇の実施にあたっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』（令和5年4月12日こ成環第5号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。

（イ）一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記④の一段落目の記載に関わらず、乳児おおむね3人につき2名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね3人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね10人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね15人につき1名以上とすること。

（ウ）一時預かり事業に関する保育従事者の数は2名を下ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員2名以上から支援を受けられることを前提に、上記（イ）の基準に基づき保育士1名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、

保育士1名とすることができることとする。

(エ)一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市町村が認めていること。

- ③ 上記①～②については、本事業における職員の配置について規定したものであり、一時預かり事業を行う場合は、別途「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初第2592号・こ成保第191号通知）」4（1）④に定める基準を遵守することが必要であることに留意すること。

(6) 研修

- ① 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和7年3月31日までの間に修了した者とする。

- ② ①にあわせ、本事業における、意義・目的・仕組みについて理解できるよう、研修の科目構成に配慮すること。
- ③ ①②の研修は、委託等先の管理者も受講をすること。

(7) 留意事項

- ① 保育中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- ② 利用当日に、通園がない場合には、対象児童状況の確認をすること。
特に要支援家庭等の児童の利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- ③ 要支援児童等の不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ④ 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況

が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

- ⑤ 市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、3(3)①に掲げる事業に要する経費について支出する金額は、こども一人1時間あたり850円を基本とし、3(1)に定める障害児を受け入れる場合は、こども一人1時間あたり400円を加算することを基本とする。なお、当日のキャンセルについては、委託料等の支払いの対象とすることも可能とする。ただし、委託料等の対象とする場合は、予定していた利用者の利用可能時間についても、委託料等の対象とする時間数について利用したものとみなし、別紙1に記載のとおり利用の処理を行うこと。
市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料(別紙1に規定する書類及びその他必要な資料)を事業実施後5年間保存すること。
- ⑥ 事業実施に当っては、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の在り方に関する検討会」における中間取りまとめを参考にして実施を行うこと。
- ⑦ 対象となる利用者の家庭に対して当該事業の意義や目的、仕組みについて十分に周知を行うこと。

4 個人情報保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業を委託等する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 保護者負担

3(3)①に掲げる事業に要する経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙2により、保護者負担額の一部を補助して差し支えない。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙1)

こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業の利用時間の管理について

本事業においては、補助基準額上一人当たり「月10時間」を上限とするため、一人ひとりの月の利用時間の管理が重要となる。そのため、紙媒体のチケットにより利用可能時間の管理を行うなど、市町村において適切な方法で実施をすること。

利用時間の管理については下記のとおりとする。

記

<月当たりの利用時間管理>

月ごとに利用時間管理を行う。なお、当該時間数は当月のみ有効であり、前月及び翌月分の使用はできないこととする。

- 1 当月内において10時間を超えた利用がある場合に、本事業とその他の事業等との利用時間が明確になるよう管理すること。
- 2 当日のキャンセルやチケットを忘れた場合には事業所においては、必ず後日回収をするよう指導すること。
- 3 本事業において、市町村を越えた利用を認める場合は、市町村間において協議のうえ、実施方法を決定すること。その際、事業者及び利用者の事務負担が少ない方法で行うことに留意が必要である。

事業者は市町村に対して利用状況の報告を行う。その際は令和7年度に予定されているシステム化を考慮し、最低限の項目として次にあげる項目について報告を行うこと。

- 1) 事業所名
- 2) 保護者氏名・こどもの氏名
- 3) こどもの年齢(○歳○ヶ月)
- 4) 住所
- 5) 連絡先(連絡が取れるところ)
- 6) 利用時間

<留意点>

令和7年度には、こども家庭庁が開発するシステムの導入を想定していることに留意すること。

- キャンセル時のチケット回収の方法、チケットの紛失対応、時間延長の際のルールはもとより、利用日に10時間をまたぐ場合の管理方法等、細かなルール決めをし、利用者の混乱を招かないようにすること。

例) 紙媒体のチケットによる利用可能時間の管理

- 事業の対象であることを確認後、チケットを対象の世帯に渡す。
郵送、手渡しなど世帯への配布方法は市町村において決める。
- チケットは1枚当たり一時間分とし、月ごとに10枚綴りとして、令和6年度に実施する月数分を1セットとして作成。
- チケットには、利用月が把握できるように記載もしくは色分け等を行い、月を越えて利用することがないよう管理できるようにする。また、対象となるこどもの生年月日を記載する等により、利用資格の有無を確認できるようにする。
- チケットは利用時間分のみ切り離し利用施設において保管する。確認が必要となった場合は、市町村において施設に対し提示を求める。

利用料減免の対象者について

1 対象者

対象者は、本事業による支援を受けたこどもの保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。

ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が7万7,101円未満である場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(アからウに掲げる場合を除く。)

2 本事業を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、本事業を行う者(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ1に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ① 1アに定める対象者 こども1人当たり1時間300円
- ② 1イに定める対象者 こども1人当たり1時間240円
- ③ 1ウに定める対象者 こども1人当たり1時間210円
- ④ 1エに定める対象者 こども1人当たり1時間150円